

二戸市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者および返礼品募集要項

1 趣旨

二戸市（以下「市」という。）にふるさと納税（寄附）した方に対する返礼品及び返礼品を提供する事業者を募集するものである。

2 用語の定義

- (1) 事業者 市内で生産、製造、提供する商品又はサービスを取り扱う法人若しくは個人事業者をいう。
- (2) 返礼品提供事業者 この要項の規定に基づいて応募し、市長の承認を得た事業者をいう。
- (3) 寄附者 市にふるさと納税（寄附）した者をいう。
- (4) 返礼品 返礼品提供事業者が取り扱う商品又はサービスのうち、市長の承認及び国の承認を得たものをいう。
- (5) 代行業者 市がふるさと納税事務の代行業務を委託する者をいう。

3 応募できる事業者の条件

本要項の内容に同意し、履行できるもののほか、以下のすべてを満たすこと。

- (1) 事業者（法人の場合その代表者含む。）が市税等を滞納していないこと。
- (2) 事業者（法人の場合その代表者含む。）並びにその従業員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。（法人の場合、その代表者及び従業員を含む。）
- (3) 返礼品が各種法令等に違反していないこと。
- (4) 食品を提供する場合には、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 食品の産地名の適正な表示を行うこと。
 - イ 市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）を行うものとし、当該調査に応じること。
 - ウ 地場産品基準（別添『平成31年総務省告示第179号第5条』）等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
 - エ 産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応として、契約不履行により市が受けた損害に相当する額の損害賠償金を市に支払うこと。
- (5) 返礼品の提供にあたっては、品質及び在庫の管理を滞りなく行うこと
- (6) シティプロモーションなど市の取組に対して、可能な限り協力すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項に合致すること。

4 返礼品提供事業者の承認

(1) 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、市ふるさと納税担当に提出すること。

【提出書類】

- ・二戸市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式1）
- ・二戸市ふるさと納税 事業者登録書

(2) 返礼品提供事業者の承認

市において、上記提出書類をもとにふるさと納税の返礼品提供事業者の審査を行い、承認の可否を決定する。結果は応募した事業者に対し、書面にて通知する。

(3) 承認期間

承認日から最初の9月30日までとする。

※ただし、市又は返礼品提供事業者の一方から、承認取消しの申し出がない限り、1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(4) 承認の取消し

返礼品提供事業者の都合により、承認を取り消す場合は市へ『二戸市ふるさと納税返礼品提供事業者終了届（様式4）』を提出すること。なお、応募内容に虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要項で定めた事項が履行されない場合、市は承認を取り消すことがある。

(5) その他

市からの承認通知後、二戸市ふるさと納税返礼品提供事業仕様書に基づき、市と返礼品提供事業者は別途契約を締結することとする。

5 返礼品の承認

(1) 応募方法

新規又は追加登録に関わらず、下記書類に必要事項を記入の上、市ふるさと納税担当に提出すること。

【提出書類】

- ・二戸市ふるさと納税返礼品登録に係る申出書（様式2）
- ・二戸市ふるさと納税商品登録書
- ・付加価値証明書（地場産品基準3号該当のみ対象）
- ・返礼品に関する写真

※返礼品写真は代行業者での撮影も可

(2) 返礼品の承認

市において、上記提出書類をもとに返礼品の審査を行い、適当と認められる場合には、国の承認を得る審査へと移る。市は国の承認を得次第、当該事業者に対し、書面にて通知する。

(3) 返礼品の審査基準

ア 総務大臣が定める地場産品基準（別添『平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条』）に該当する商品又はサービスであること。

イ 市の魅力を広く PR できること。

ウ 市の魅力を低下させるおそれがないこと。

(4) 返礼品の承認期間

登録承認後、最初の 9 月 30 日までとする。

※ただし、市からの承認取り消し又は返礼品提供事業者から返礼品廃止の申し出がない限り、1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(5) 登録返礼品の変更・廃止

返礼品提供事業者の都合により登録返礼品の内容を変更又は廃止する場合にあっては、下記書類を市に提出すること。なお、変更又は廃止前に寄附申込みのあった返礼品については、申込時点の内容により返礼品提供事業者が責任をもって対応すること。

【提出書類】

- ・二戸市ふるさと納税返礼品内容変更・廃止届（様式 3）
- ・二戸市ふるさと納税変更・廃止希望返礼品一覧表

(6) 返礼品の承認取消し

返礼品の承認後、虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要項で定めた事項が履行されない場合にあっては、市は返礼品の承認を取り消すことがある。

6 寄附申込受付の開始

返礼品の承認後、市と返礼品提供事業者との間で寄附の受付準備を進め、その準備が整い次第、市は返礼品提供事業者の名称（氏名）、返礼品情報、その他必要な情報をインターネットサイトその他媒体にて公開し、寄附の受付を開始する。なお寄附金額は、返礼品代金が 3 割以内となるよう市において設定する。

7 返礼品提供事業者の責務

(1) 返礼品の送付

ア 市（代行業者を含む。）から提供する寄附情報に基づき、寄附者に対して速やかに返礼品を送付すること。

イ 返礼品送付に係る事故やトラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく市に報告し、対応を協議の上、市の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

返礼品提供事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的で使用、又は第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者で

なくなった後も同様とする。

8 その他の留意事項

(1) 権利譲渡の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するに当たり、得た権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 方針の変更

今後、国等の方針により、ふるさと納税制度又は返礼品送付に係る取扱いを変更することがある。この場合、返礼品提供事業者に対し、承認後であっても、返礼品の内容の変更又は停止を求めることがある。

(3) 要項に定めのない事案が発生した場合

市と事業者で協議の上、対応を決定する。

9 募集に関するお問い合わせ

二戸市総務部総合政策課 電話：0195-23-3115 FAX：0195-25-5160

E-Mail：seisaku@city.ninohe.iwate.jp

制定 令和7年4月8日

改正 令和8年6月1日

地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条）

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

3 イ（熟成肉）

地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。

3 イ（精米）

地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。

3 ロ（企画立案）

当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7 の 2（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7 号の 3 イ 五万以下（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7 号の 3 ロ 該当地域（宿泊）

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7 の 4（電気）

当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 イ

市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8 ロ

都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

8 ハ

都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。